

令和 8 年

第 6 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 8 年 6 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分から

場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子

9 番 守 屋 智

2 番 加 藤 敏 行

1 0 番 加 藤 敏 郎

3 番 竹 内 欣 也

1 1 番 渡 邊 康 弘

5 番 山 口 秀 雄

1 2 番 仲出川 治 幸

6 番 鈴 木 洋 有

1 3 番 石 井 雅 浩

7 番 平 原 則 子

1 5 番 柳 田 進

8 番 青 木 貞 治

1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 谷 河 かおり

書 記 久保田 徳人 伴 野 航

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について

議案第 13 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 14 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第 15 号 「令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について

議案第 16 号 「令和 8 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について

報告第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和8年第6回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、13番石井雅浩委員と15番柳田進委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の2ページから3ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の1ページから4ページをご覧ください。

議案第12号1番から8番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

先ず、番号1番と2番について説明します。

事務局 《議案第12号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、国府新宿地区の市街化調整区域の露地畑1筆で、今回が3回目の再設定となります。

貸し手は町内の非農家で借り手は令和元年に石神台地区に越して来て新規就農した農家です。当該農地を継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、6月11日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

13番委員（石井） 13番の石井です。議案第12号1番と2番の農地について、6月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑1筆ですが、近所の農家が継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第12号1番と2番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第12号1番と2番について、原案とおり決定しました。

議長 次に同一地区の農地で借り手も同一ですので3番から6番の2件について一括で審議します。では、3番から6番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第12号3番から6番を朗読・説明》

書記 当該農地は、国府新宿地区の市街化調整地域内の3筆と農業振興地域内の農用地1筆の露地畑で1回目の再設定となります。貸し手は地元の農家で借り手は町内の兼業農家です。当該農地を継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、6月11日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございました。では、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第12号3番から6番の農地について、6月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑4筆ですが、継続して借りることで、農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 借り手は、兼業農家なので農家資格はないので新規就農できないのではないかと。この件について平塚市や二宮町の農業委員会に確認した。

事務局 国の事務要領では借りた農地を効率的に全部耕作できることが要件となっているので専業農家でなければいけないという要件はない。現在の農家をみても専業農家はわずかで、新規就農ともなれば兼業でなければ生活が困難なのが現状です。

また、参入を阻害する厳しい条件は、判例でも違法とされているので、「大磯町農業委員会における農業への新規参入の基準に関する要綱」も他市町の状況を調査して今年度中に見直す予定です。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第12号3番から6番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者多数により、議案第12号3番から6番について、原案とおり決定しました。

議長 次に7番と8番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第12号7番と8番を朗読・説明》

書記 当該農地は、国府新宿地区の農業振興地域内の農用地の露地畑1筆で、今回は新規設定となります。

貸し手は地元の農家で、借り手は「かながわ農業サポーター」の研修生です。当該農地を借りることで、担い手の育成が図られると考えられます。

なお、6月11日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

13番委員（石井） 13番の石井です。議案第12号7番と8番の農地について、6月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑1筆ですが、「かながわ農業サポーター」の研修生が借りることで、

担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、担い手の育成が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第12号7番と8番について、原案とおり決定することと賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第12号7番と8番について、原案とおり決定しました。

以上で議案第12号のすべての審議が終わりました。

なお、審議結果については町長に意見聴取を行います。

議長 次に議案第13号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第13号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

事務局 《議案第13号1番を朗読・説明》

書記 議案第13号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。

非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、市街化調整区域の畑1筆ですが、昭和の頃から山林化して竹林の状況となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、6月11日に月京地区担当の竹内委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした月京地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番竹内です。議案第13号1番の農地について、6月11日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、竹林化しており、農地性がない状況であることを確認しました。

また、周辺は山林であるため当該農地を非農地とすることによる問題はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのことですので。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第13号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第13号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で、議案第13号を終わります。

議長 次に議案第14号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第14号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の6ページをご覧ください。

《議案第14号1番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

当該農地は、農業振興地域内の農用地で、2筆ともビニールハウスが建てられています。前回、農地の状況を確認したところ遊休化していたため、農地所有者に指導を行って再確認をしましたが、状況に変化は見られませんでした。

なお、当該農地について、西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で6月17日に現地確認を実施した結果、農地が遊休化していることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番仲出川です。議案第14号1番の農地について、6月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、前回同様、遊休化した状況でした。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、前回同様、遊休化した状況とのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農業委員会が対象農地の耕作状況が悪いということを採決して税務署に報告するとどうなりますか。

事務局 納税猶予の打ち切りとなり、相続税を20年分の利子を付けて支払いこととなります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第14号1番について、耕作状況は不良と報告することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第14号1番について、耕作状況は不良として平塚税務署に報告することに決定しました。

議長 それでは次に、議案第15号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について議題に供します。事務局より議案の朗読をお願いします。

書記 議案第15号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書の6ページから13ページをご覧ください。

事務局 《議案第15号を朗読・説明》

書記 この点検・評価は、国の「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に基づき作成しました。「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画」における各々の項目に対する達成度について、点検結果及び評価について取りまとめて公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、点検結果及び評価について作成・公表及び報告を行っていくとのことです。これより、質疑には入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 記載データがまちまちなのはなぜですか。

事務局 参照した統計資料が異なるからです。農林業センサスは5年毎に集計されるため掲載されているデータは5年前のものもあります。

委員 データの中にも数値がおかしいと思われるものがあるが、もう一度確認をしてもらえますか。誤ったデータの報告をこのまま承認することはできないので、確認・修正して来月にもう一度議案提出してもらえますか。

事務局 わかりました。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第15号については、委員からの提案にありましたように、内容を確認・修正のうえ、来月に再提出することによってよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 では、議案第15号については、内容を確認・修正のうえ、来月に再提出することとします。

議長 それでは、次に議案第16号「令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第16号「令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画」（案）について説明いたします。項目ごとに順次説明いたしますので議案書14ページから16ページをご覧ください。

事務局 《議案第16号を朗読・説明》

書記 この計画は、議案第15号と同様に国の通知に基づき、今年度の農業委員会の活動計画について作成し、公表を行うとともに国に報告を行うものです。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、国の通知に基づいて毎年、活動計画を作成・公表及び報告を行っていくとのことです。
これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 これも、先程の議案で出されているデータに基づいているので、確認・修正が必要なのではないか。この議案も内容の確認と修正をしたうえで再提出した方が良い。

事務局 わかりました。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第 16 号についても前号と同様、内容の確認・修正のうえ、来月に再提出することによろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長

議長 では、議案第 16 号についても、内容を確認・修正のうえ、来月に再提出することとします。

議長 次に報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」につきましては、議案書 17 ページの 1 件でございます。場所につきましては、総会資料の 7 ページをご覧ください。

事務局 《報告第 1 号 1 番を朗読》

書記 報告第 1 号 1 番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、5 月 22 日に大磯地区担当の安池委員及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、市街化区域の露地畑 4 筆ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第 1 号 1 番につきましては現地調査をお願いした大磯地区担当の安池委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 番委員（安池） 1 番の安池です。報告第 1 号 1 番の農地について、5 月 22 日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑 4 筆ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第 1 号 1 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書18ページの1件でございます。場所につきましては、総会資料の8ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和8年第6回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時30分)